

新座市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 27 日

新座市長 並 木 傑



新座市規則第 27 号

新座市庁舎管理規則の一部を改正する規則

新座市庁舎管理規則（昭和 49 年新座市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改	正	後	改	正	前						
(庁舎管理責任者) 第2条 [略] 2 [略] 3 <u>庁舎管理責任者が不在のとき、又は庁舎の管理のため必要があると認められるときは、庁舎管理責任者があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。</u> (室管理責任者) 第3条 本庁舎（新座市野火止一丁目1番1号に所在する庁舎をいう。以下同じ。）及び分庁舎の<u>事務室、会議室、作業室、倉庫及びこれらに準じる場所（次項及び第6条において「事務室等」という。）</u>の秩序の維持及び使用の規制並びに盗難の予防について、庁舎管理責任者を補助するため、室管理責任者を置く。 2 室管理責任者は、<u>当該事務室等を使用する所属の長をもつて充て、それ以外の場合は当該事務室等を管理する所属の長をもつて充てる。</u>			(庁舎管理責任者) 第2条 [略] 2 [略] (室管理責任者) 第3条 本庁舎（新座市野火止一丁目1番1号に所在する庁舎をいう。以下同じ。）及び分庁舎の<u>事務室等</u>の秩序の維持及び使用の規制並びに盗難の予防について、庁舎管理責任者を補助するため、室管理責任者を置く。 2 室管理責任者は、<u>次の表に掲げる職にある者をもつて充てる。</u> <table><tr><td>区分</td><td>事務室等</td><td>室管理責任者</td></tr><tr><td>市長の</td><td>当該事務室及</td><td>課長・室長</td></tr></table>			区分	事務室等	室管理責任者	市長の	当該事務室及	課長・室長
区分	事務室等	室管理責任者									
市長の	当該事務室及	課長・室長									

3 [略]

4 室管理責任者が不在のとき、又は庁舎の管理のため必要があると認められるときは、室管理責任者があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。

(鍵の保管)

第6条 事務室等の出入口の鍵は、使用時間中にあつてはそれぞれの当該室管理責任者（室管理責任者を置かない庁舎においては、庁舎管理責任者）が、それ以外の時間にあつては警備員（別に指定する室等については、それを管理する室管理責任者）が保管するものとする。

事務局	び所管の管理に属する室等	
議会の事務局	事務局の事務室及び議事堂並びに事務局の管理に属する室等	局長
上記以外の事務局	事務局の事務室及び当該事務局の管理に属する室等	教育委員会にあつては教育総務部教育総務課長、その他の事務局にあつては当該事務局の長

3 [略]

(鍵の保管)

第6条 各室等の出入口の鍵は、使用時間中にあつてはそれぞれの当該室管理責任者（室管理責任者を置かない庁舎においては、庁舎管理責任者）が、それ以外の時間にあつては警備員（別に指定する室等については、それを管理する室管理責任者）が保管するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。